

日頃より、アニコム損害保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、

「アニコム損害保険の現状 2021」を発行いたしました。

本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てれば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条の2及び第59条の3」に基づいて作成したディスクロージャー誌（保険会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

■ アニコムグループ経営理念



ani+com=anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。

アニコムグループでは、社名に掲げた
「ani（命）+communication（相互理解）=∞（無限大）」
を企業活動の根源にすえています。

命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、
これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。

私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

■ アニコムグループ経営方針

1 オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。

組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進します。

2 マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。

アニコムグループは、常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創りだす、マーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努めます。

3 ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割（ロール）を最高に演じる（プレイング）ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。

アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。

※アニコムグループについては、15ページをご参照ください。



contents

シンボルマーク



「はっば」のシンボルマークは、4枚のハート型の「はっば」で構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚の「はっば」をつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、
飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生みだす
保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜び飼い主
はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け
取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流
していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じ
て、どうぶつがケガをしない、病気にならないため
の情報の提供など、飼い主の皆様が『涙』を減らし、
『笑顔』を生みだす保険会社を目指して、グループ
をあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいり
ます。



会社概要	2
沿革	2
トップメッセージ	3
予防への取り組み	4
トピックス	5
社会貢献活動	8
代表的な経営指標	10

I 経営について

1. アニコムグループの概要	15
2. 2020年度の事業概況	16
3. コーポレート・ガバナンスの状況	18
コーポレート・ガバナンス体制	18
反社会的勢力の排除	20
4. 内部統制システム	21
5. コンプライアンス	23
コンプライアンス体制	23
勧誘方針	24
6. リスク管理	25
7. 個人情報の保護	28
特定個人情報保護基本方針	32
8. 利益相反取引の管理	33
9. 募集制度	34
10. お客様本位の業務運営方針	36
11. 「お客様の声」への対応	39

II 業務について

1. 保険のしくみ	46
2. 約款	46
3. 取扱商品	47
4. 保険金のお支払い	49
5. 各種サービス	52

III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	55
2. 会社の組織	56
3. 役員の状況	57
4. 会計監査人の状況	58
5. 従業員の状況等	59

IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	62
2. 業務の状況を示す指標	63

IV-2 財産の状況

1. 計算書類	74
2. リスク管理債権	80
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	81
4. 単体ソルベンシー・マージン比率	82
5. 時価情報	83
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に 関する確認書	84

損害保険用語の解説	85
-----------	----

会社概要

(2021年7月1日現在)

社名（英文社名）	アニコム損害保険株式会社（Anicom Insurance, Inc.）
代表取締役	野田 真吾
設立年月日	2006年1月26日 （アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立）
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3777
資本金	6,550百万円
従業員数	472名（2021年3月31日現在）
株主	アニコム ホールディングス株式会社（100%）
事業内容	損害保険業

沿革

2006年1月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社設立
2007年10月	資本金を35億円とする（資本準備金6億1,400万円）
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年1月	ペット保険「どうぶつ健保」販売開始 （4月1日以降保険責任開始契約）
2008年4月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始
2009年3月	12億円増資し、資本金41億円に（資本準備金12億1,400万円）
2010年3月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所マザーズ市場へ上場 5億円増資し、資本金43億5,000万円に（資本準備金14億6,400万円）
2012年3月	7億円増資し、資本金47億円に（資本準備金18億1,400万円）
2013年9月	7億円増資し、資本金50億5,000万円に（資本準備金21億6,400万円）
2014年6月	親会社のアニコム ホールディングス株式会社が 東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2015年10月	本社を新宿区西新宿へ移転
2018年10月	30億円増資し、資本金65億5,000万円に（資本準備金36億6,400万円）

トップメッセージ

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は「涙を減らし、笑顔を生み出す保険会社」を経営方針に掲げ、ペット保険の普及に努めております。おかげさまで、2021年3月末時点の保有契約は92万1,873件、対応動物病院様は6,541病院となりました。また、2020年度の保険金のお支払件数は約375万件となり、「どうぶつの健康保険制度」として多くのお客様にご利用いただいております。

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、コロナに感染してしまった方のペットをお預かりする『#stay anicom プロジェクト』にアニコムグループ全体で取り組むなどペット保険にとどまることなく、どうぶつたちのために、アニコムがすべきことを考え、進み続けてまいりました。

また、予防型保険の実現に向けた取組みの一環として、『どうぶつがどこよりも過ごしやすい場所』をコンセプトにした、ペット共生住宅「アニコフローラ東中野」を竣工いたしました。

さらに、アニコムグループ全体では、AI（人工知能）技術を用いることで、ペットの顔写真から一定期間内に眼や耳、皮膚の疾患にかかるか否かの予測ができる特許の取得や、防げる遺伝病を撲滅するための取組みにも注力いたしました。

今後もどうぶつに関する事業をグループ全体で幅広く展開し、どうぶつと飼い主が、安心して健康に笑顔で幸せに暮らせる社会作りを支える企業であり続けるべく、役職員一丸となって尽力してまいります。

引き続き、より一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2021年7月



アニコム損害保険株式会社
代表取締役

野田真吾

予防への取組み

■「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を目指して

当社は、「涙を減らし、笑顔を生みだす保険会社」を経営方針に掲げ、家族の一員であるどうぶつにも安心して医療を受けることができる環境を整え、ケガや病気を「予防」し「笑顔」につなげ、すべてのどうぶつの幸せと安心を創造することを目指しています。このビジョンに向けて、アニコムグループ各社と連携し、以下の取組みを推進しています。

■STOP熱中症プロジェクト



当社は、「なくせる病気」のひとつである熱中症の予防啓発活動を2013年度から継続しています。

株式会社ライフビジネスウェザーにご協力いただき、犬の体高や代謝などを考慮して開発した独自の熱中症指標を用いて全国10地点の「熱中症週間予報」をアニコム公式InstagramなどのSNS上で、毎週金曜日に配信しています。お留守番時の室温設定やお出かけの予定を考える際にお役立ていただくなど、多くの皆さまにご活用いただきました。

熱中症は、飼い主が正しい知識を持つことにより「なくせる病気」です。熱中症で苦しむどうぶつがいなくなることを目指し、今後も予防啓発に取り組んでまいります。



■『家庭どうぶつ白書 2020』発行

アニコムグループでは2010年から、当社のペット保険「どうぶつ健保」の保険金支払い実績、独自に実施したアンケート調査の結果など、家庭どうぶつに関わるさまざまなデータを「家庭どうぶつ白書」として1冊にまとめ、毎年発行しています。

2020年12月17日に発行した『家庭どうぶつ白書2020』は、誕生日ごとのなりやすい病気・なりにくい病気、犬種別に見たなりやすい病気などを掲載しています。

表紙には、SNSを通じて公募した犬猫を採用するなど、一般の方にも、病気やケガ、その予防に関する情報に興味を持っていただけるよう努めています。引き続き、皆さまのお役に立つ情報を提供してまいります。



■遺伝病撲滅

アニコムグループでは、2017年からペットの遺伝病撲滅に取り組んでいます。主にブリーダー様や取引先のペットショップ様に向けて、遺伝子検査の提供と、その結果に基づく適切なブリーディングの提案を行っていますが、特定の遺伝病(※)においては、発症数が確実に減少しています。

今後も、ひとつでも多くの遺伝病が無くなるよう取り組んでまいります。

※ウェルシュ・コーギー・ペンブロークやジャーマン・シェパード・ドッグ等に多い「変性性脊髄症 (DM)」、トイ・プードル等に多い「進行性網膜萎縮症 (PRA)」



■明治安田生命が取り扱い開始

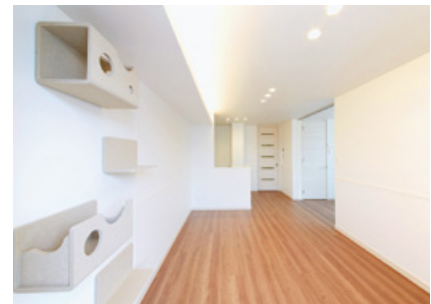
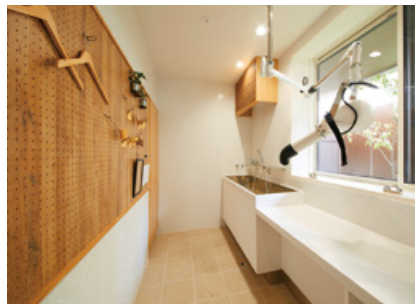
2020年10月から、明治安田生命が当社の募集代理店となり、「えがおのペット」という商品名でアニコム損保のペット保険の取り扱いを開始しました。これにより、当社では明治安田生命の販売チャネルを通じて、より多くの飼い主様にペット保険を提供することが可能になりました。また、明治安田生命は、商品ラインアップにペット保険を追加することで、お客様の幅広いニーズへの対応や、ペットをきっかけとした関係作りが期待できます。



明治安田生命マスコットキャラクター
「ライト!くん」と「ランプーちゃん」

■ペット共生住宅「アニコフローラ東中野」竣工

「どうぶつがどこよりも過ごしやすい場所」をコンセプトにした「アニコフローラ東中野」が2021年3月28日に竣工しました。こだわりの住居設備のほか、植栽のプロが監修した共有スペース、プロ仕様の本格的なトリミングスペースなど当社だからこそ提案できるどうぶつと人のための設備とサービスを採用しています。今後も「住むことで、飼い主はもちろんペットも心身ともに健康になる」住まい作りを目指してまいります。



■営業拠点の拡充

2020年9月に高松営業所、12月には、青森営業所、高崎営業所、金沢営業所を開設しました。

これにより、支店を含む営業拠点は全国11拠点となりました。

今後も各地方の営業基盤を強固にするとともに、より地域に密着したきめ細やかな営業活動を行い、お客様へのサービス向上に努めてまいります。

■「ペットの顔写真から病気を予測する」システムの特許を取得

アニコム ホールディングス株式会社は、学習済みモデルを用いてペットの顔写真から病気を予測する疾患予測システムとその疾患予測方法について、世界初となる特許を取得しました（特許第6734457号）。本特許の発明は、AI（人工知能）技術を用いることで、ペットの顔写真のみから一定期間内に眼や耳、皮膚疾患といった病気にかかるか否かの予測ができるというものです。

今後、こうした技術を活用することで、品種や年齢といった大枠での情報だけでなく、より細分化された、それぞれの個体に応じた病気のリスクも予測できることから、本特許を活用し、新サービスの提供など従来以上にOne to Oneの『予防』の実現を目指してまいります。



■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、以下の対応を行っています。

〈ご契約者〉

○保険適用対象の拡大

外出を控える方が多い中、必要な獣医療が提供できる環境となるよう「ペットを伴わない通院」も補償の対象とする特例措置を実施しています。

期間 2020年2月25日から

○継続のお手続き、保険料のお支払いの猶予

通常のご契約手続きが困難となるご契約者を対象に、お手続きに一定期間の猶予を設ける特別措置を実施しています。

期間 2020年3月13日から2021年6月30日まで

■#styanicom プロジェクト

2020年4月10日から、新型コロナウイルスに感染された方のペットを無償でお預かりする「#styanicom プロジェクト」を実施し、犬58頭・猫34頭・うさぎ2頭・ハリネズミ1頭の計95頭をお預かりしてまいりました（2021年4月末時点）。

このプロジェクトが新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に貢献したとして、環境省（小泉進次郎環境大臣）から感謝状を授与されました。ご契約者の皆さまをはじめとする多くの方々のご支援が、表彰につながったと考えています。

今後も、人とどうぶつの暮らしを支えるサービスを提供できるよう努めてまいります。



1 アニコムグループの概要

■アニコム ホールディングスの概要 (2021年7月1日現在)

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



社名 (英文社名)	アニコム ホールディングス株式会社 (Anicom Holdings, Inc.)
設立年月日	2000年7月5日 (株式会社ビーエスピーとして設立)
本社所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階
電話番号	03-5348-3911
資本金	8,202百万円
事業内容	子会社の経営管理

■アニコムグループの概要 (2021年7月1日現在)



2 2020年度の事業概況

(1) 事業の経過及び成果等

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策やワクチン接種の開始などもあり、段階的に経済活動が再開されてきていますが、足元では感染力の強い変異株の影響もあり、感染者が再び増加するなど、収束時期が見通せない先行きが不透明な状況が続いています。

このようななか当社は、重点施策と位置付けている「ペット保険のさらなる収益力向上」に向け、商品開発の強化や販売チャネルの営業活動強化などに注力したことに加え、堅調なペット飼育需要により、保有契約数は921,873件（前期末から105,619件の増加・同12.9%増）と順調に増加しています。また、E/I損害率（※1）については、新型コロナウイルスの影響による在宅時間の増加等を要因として、通院数が増加したことなどから、58.4%と前年同期比で0.6pt上昇いたしました。既経過保険料ベース事業費率（※2）は、37.7%と前年同期比で0.6pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年同期比で1.2pt上昇し96.1%となりました。

また、当社グループは当事業年度より、基礎固めから第二期創業期としてのフェーズへ移行する期がスタートしており、あらゆるデータから病気・ケガを分析し、「健康度」を見る予防型保険会社グループへ成長するため、新規事業の重点施策に対する取組みを加速させています。遺伝子検査事業については、避けられる遺伝病を繁殖前後の遺伝子検査によって回避し、その後は遺伝子解析といった科学・技術・データに医療サポートを加えたブリーディング支援に繋げていきます。加えて、「どうぶつ健活」によるどうぶつ健康チェックの普及、共生細菌をキーにしたフード開発、生活習慣コンサルティング等の事業化を進めています。さらに、どうぶつ医療における高度先進医療（細胞治療・再生医療）を実用化し、拡大を図るとともに、カルテ管理システム事業の拡大（予約システム等の機能の充実）等とあわせ、データのさらなる活用による予防法の開発、ペット関連事業の海外展開を目指しています。

以上の結果、当社の当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益43,486百万円（前事業年度比11.2%増）、資産運用収益492百万円（同1.3%減）などを合計した経常収益は43,990百万円（同11.0%増）となりました。一方、保険引受費用30,637百万円（同12.6%増）、営業費及び一般管理費11,239百万円（同8.6%増）等を合計した経常費用は42,041百万円（同11.3%増）となりました。この結果、経常利益は1,948百万円（同5.7%増）となり、これに、特別損益、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は、第2四半期に特別損失に計上したソフトウェアの減損損失278百万円などの影響により、1,085百万円（同13.3%減）となりました。

【保険引受の概況】

正味収入保険料は43,486百万円、正味支払保険金は23,226百万円、損害調査費は1,098百万円となり、正味損害率（※3）は55.9%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は11,177百万円、諸手数料及び集金費は4,663百万円となり、正味事業費率（※4）は36.4%となりました。

正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費に支払備金繰入額211百万円、責任準備金繰入額1,437百万円を加算した保険引受費用は30,637百万円となり、保険引受収益43,486百万円から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した保険引受利益は1,671百万円となりました。

（※1）E/I損害率：発生ベースでの損害率。

（正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費）÷既経過保険料にて算出。

（※2）既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する事業費率。

（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷既経過保険料にて算出。

（※3）正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

（※4）正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料

(2) 対処すべき課題

日本国内では、足元の総飼育頭数は逡減、新規飼育頭数は増加しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症による外出自粛や特別給付金支給等の影響により、生体販売数が好調に推移しましたが、改正動物愛護法の影響により、犬・猫の供給頭数の減少が懸念されます。

一方で、国内のペット産業全体の市場規模は、拡大し続けており、2020年度は約1兆6千億円を超え、ペット保険の普及率は約12%の水準まで伸長しています。これは近年、ペットは「家族の一員」であるという意識が高まっていることに加え、コロナ禍において在宅時間が伸び、ペットへの愛情がこれまで以上に高まってきたことが背景として考えられます。当社グループでは、こうした社会情勢の変化や顧客のニーズを逃すことなく的確に捉え、新たな社会的価値を創出し続けていくことで、持続的な成長を目指していきます。その実現のために、対処すべき課題として以下を認識しています。

①改正動物愛護法施行に向けたブリーディングサポート態勢の強化

2021年6月施行の改正動物愛護法により、従事者1人あたりの飼養頭数や生涯出産回数・飼養設備等の面で新たな規制がなされ、ブリーディング事業者に対する規制強化の潮流にあります。この規制強化に対応できないブリーディング事業者の廃業や規模の縮小等により、犬・猫の供給頭数や飼育頭数の減少に繋がることが懸念されます。当社グループは、ペット産業の維持・発展の根幹である安定的な生体

供給を確保するために、ブリーディングサポート態勢のさらなる強化を実施していきます。遺伝子検査による遺伝病予防や最適交配生体の判定、生体管理・交配記録等の繁殖サポート、マッチングサイトによる販売支援等、ブリーディング業界全体を総合的にサポートできるよう、引き続きグループ各社と連携して取り組んでいきます。

②予防に向けた取組み強化

2018年12月から当社は、当社グループ独自のサービスである「どうぶつ健活」を開始しています。これは、どうぶつの腸内フローラ測定の結果から、病気のなりやすさを判定し、その結果に応じて、無料で健康診断が受けられるサービスです。また、AI（人工知能）を用いたどうぶつの顔写真から将来の疾病を予測する仕組みや、腸内フローラと事故率・死亡率の関係性の分析等、他社との差別化を行うとともに、当社グループの取組みや、保険商品の独自性・優位性をお客様に訴求することで、保険事業のさらなる拡大を目指します。

③チャンネル別取組み強化

ペット保険販売の最重要ターゲットであるペットショッ

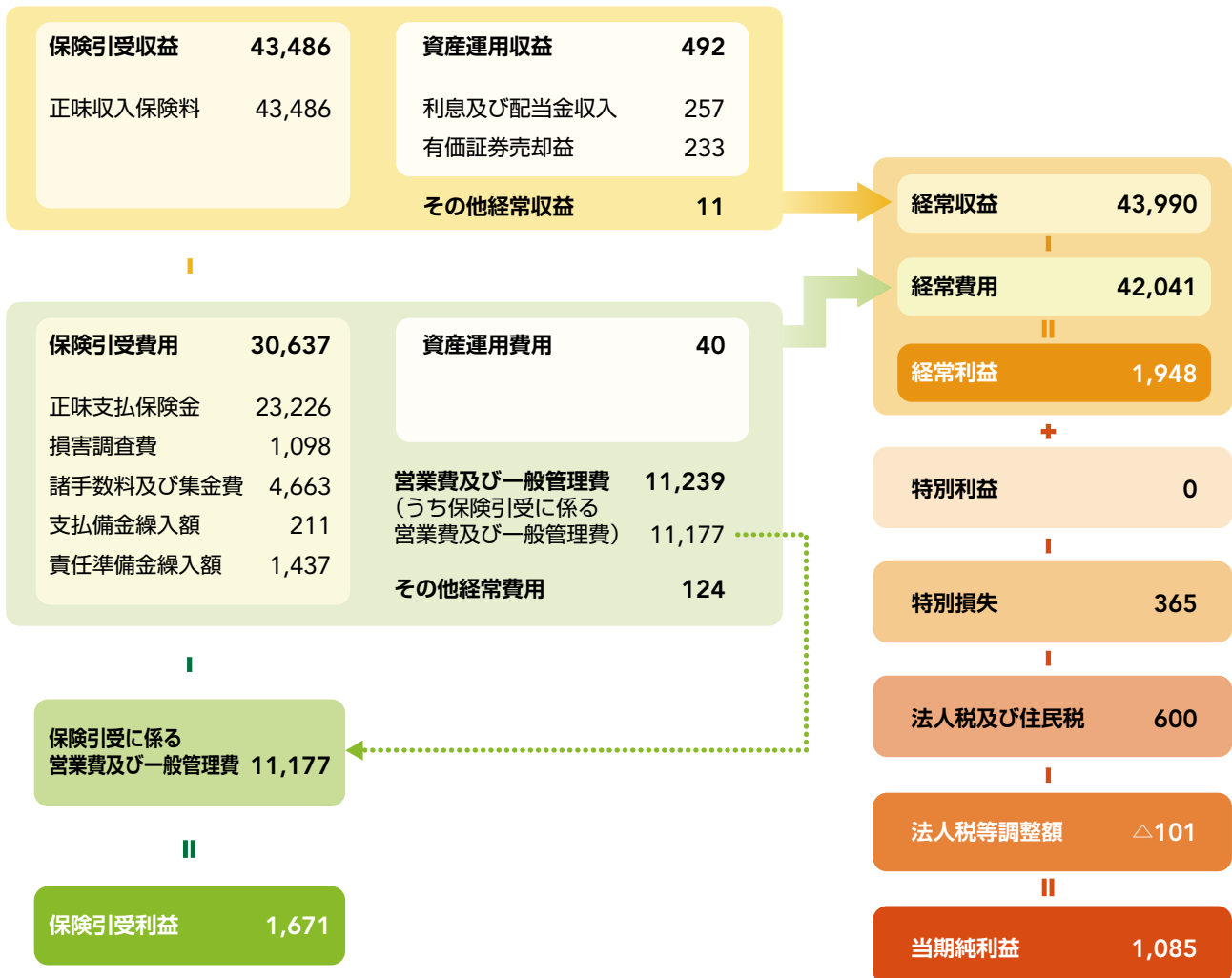
プチャンネルに加え、2020年9月に明治安田生命保険相互会社の代理店化を行い、一般チャンネル営業をさらに強化しました。また、2020年1月にグループインした株式会社シムネットが運営する「みんなのブリーダー」及び「みんなの子猫ブリーダー」に登録しているブリーダーへの営業を強化し、マッチングサイトを経由した販売にも注力しました。ブリーダーチャンネルにおいては、さらなる成長が見込まれるため、引き続き新規代理店の増進と付保率の向上に向けた施策を行ってまいります。また、改正動物愛護法に伴う繁殖引退どうぶつの譲渡を見据え、譲渡チャンネルの強化も進めてまいります。

④その他課題

代理店における業務品質のさらなる向上、業務の適切性と効率性の継続的な改善（契約者個人専用Webサイト（マイページ）等の活用）、既存契約の継続率の維持・向上（どうぶつの健康・しつけ相談サービス等の拡充）、モラルリスクの排除等について引き続き取り組み、顧客保護のさらなる拡充とペット保険の健全な発展に努めてまいります。

●決算の仕組み(2020年度)

(単位:百万円)



3 コーポレート・ガバナンスの状況

■コーポレート・ガバナンス体制

当社は、アニコムグループの経営理念である「それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大すること」を通じて、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たし、その社会的使命を全うするとともに、企業価値の持続的な向上を目指します。当社では、これらを着実に実現するため、グループコーポレートガバナンス基本方針に基づき、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の維持、強化に取り組んでいます。

(1) 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役6名（うち1名は社外取締役）で構成されています。

取締役会は、取締役会規則等に基づき、当社の方針や業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、執行役員業務を監督しています。各取締役は、取締役会がそれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めており、各執行役員は、取締役会において決定された執行担当業務を遂行しています。

(2) 監査役会及び監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されています。

監査役会は、監査役会規則等に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しています。

(3) 指名・報酬・ガバナンス委員会

当社の親会社であるアニコムホールディングス株式会社は、取締役会の諮問委員会として「指名・報酬・ガバナンス委員会」を設置しています。同委員会では、アニコムホールディングス株式会社及び当社の取締役、監査役の候補者の選任・解任並びにアニコムホールディングス株式会社及び当社の取締役の業績評価とともに、報酬を審議しています。同委員会では、審議した内容を取締役会へ答申しています。

(4) 取締役会委員会

①グループコンプライアンス委員会

アニコムホールディングス株式会社のコンプライアンス推進部担当執行役員を委員長として、四半期毎に開催し、コンプライアンス推進のための施策の立案や実施状況、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応の適切性の確認、外部弁護士相談事項を踏まえた当社方針等の適切性の確認を目的としています。

②グループリスク管理委員会

アニコムホールディングス株式会社のリスク管理部担当執行役員を委員長として、半期毎に開催し、リスク管理態勢の整備推進、ERM態勢の整備推進を目的としています。

③グループ危機管理委員会

アニコムホールディングス株式会社の社長を委員長として半期毎に開催し、平時に行うべき危機管理態勢の整備についての審議及び報告を目的としています。

(5) グループ経営会議

常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を設置し、経営に係る意思決定に関する協議の充実及び経営状況の管理を図っています。

また、経営会議委員会として、予算管理に関する諮問を行う「グループ予算委員会」、ITに関する戦略立案、モニタリングを行う「グループIT戦略委員会」、人事政策及び人事管理体制の適切性の確認等を行う「グループ人事政策委員会」、資産運用戦略と資産運用体制強化に関する審議を行う「財務委員会」を設け、各委員会は経営会議に報告を行い、業務運営の適切性を確認しています。

3 コーポレート・ガバナンスの状況

■反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、保険会社の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性及び健全性を確保するため、以下の「グループ反社会的勢力対応の基本方針」に基づき適切な対応に努めています。

グループ反社会的勢力対応の基本方針の概要

1. 組織・体制

反社会的勢力対応の責任部門は、コンプライアンス推進部とし、反社会的勢力に関する事項を一元管理するものとする。なお、管轄警察署・暴力団追放運動推進都民センター等との日常的な連絡・講習等の窓口は人事管理部とし、コンプライアンス推進部に対し、定期的に活動報告を行うものとする。さらに、コンプライアンス推進部は、反社会的勢力に関する情報のうち、経営に重大な影響を与える、又は、顧客の利益が著しく阻害される一切の事項について、取締役会等に速やかに報告するものとする。

2. 対応方針

- (1) 反社会的勢力との取引を排除するため、以下の点に留意した取組みを実施する。
 - ①反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に反社会的勢力排除条項を導入する。
 - ②いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引は行わない。
- (2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく、取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として以下の点に留意した対応を行うものとする。
 - ①反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
 - ②積極的に警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力団追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する。
 - ③あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行う。
 - ④反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応と不祥事案の責任部門であるコンプライアンス推進部が速やかに事実関係を調査し、適切な対応を行うこととする。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム基本方針を定める。

内部統制システム基本方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、当社の経営管理体制を整備する。
 - ①当社は、アニコム ホールディングス株式会社との間で締結した経営管理契約に基づき、経営戦略や財務戦略等の重要事項の策定に際して事前承認を求めるとともに、定期的に経営実態等の報告を行う。
 - ②アニコム ホールディングス株式会社が定めるグループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等に基づき、中期経営計画及び年度計画を策定する。
 - ③事業戦略、事業計画等の重要事項については、アニコム ホールディングス株式会社の事前承認事項とする。
 - ④中期経営計画及び年度計画に基づく各種事業計画の実施状況等をアニコム ホールディングス株式会社への報告事項とする。
- (2) 当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - ①当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - ②当社は、グループ倫理規範に基づき、役職員がこの倫理規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ③当社は、グループコンプライアンス・マニュアルに基づき、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④当社は、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - ⑤当社は、法令又は社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、内部監査に関する基本方針を定め、実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、リスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - ①当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。
 - ②定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - ④当社は、業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を実施する。
- (2) 当社は、グループの統合的リスク管理に関する方針に基づき、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させるとともに、保険契約者をはじめとするステーク・ホルダーの利益を保護する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針に基づき、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、中期経営計画及び年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を

4 内部統制システム

定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、アニコム ホールディングス株式会社取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬・ガバナンス委員会において審議された次の事項の答申を受ける。
 - ① 当社の取締役・監査役の選任・解任
 - ② 当社の取締役・監査役・執行役員を選任要件
 - ③ 当社の取締役の業績評価
 - ④ 当社の取締役・執行役員の報酬体系
 - ⑤ 当社の取締役の報酬水準
 - ⑥ コーポレート・ガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- (5) 当社は、人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

6. 監査役を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役事務局を設置する。監査役事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社又はグループ会社の業務執行に関し、重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、役職員が、業務執行に関し重大な法令若しくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、監査役に(1)又は(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況及び報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- (4) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (5) 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (6) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記1～8の体制の運用状況について、継続的に確認・検証し、必要に応じて社内諸規程や業務フローの見直しを実施するなど、内部統制システムの実効性を高めるよう努めています。また内部監査室は、独立した客観的な立場から、ガバナンスプロセスやコンプライアンス、リスク管理体制など、内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っています。

また監査役は、監査役監査に関する体制整備を継続的に確認・検証するとともに、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等がないように監視をしています。

■勧誘方針

当社では、以下の勧誘方針を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

勧誘方針

1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます**(1) 保険商品の販売について**

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明及び提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分にご納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

(2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金の適正な支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱い及び厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の「勧誘方針」です。

(1) リスク管理基本方針

当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

これを踏まえ、アニコムホールディングス株式会社の定めるグループリスク管理基本方針に基づき、当社では財務の健全性と業務の適切性を確保・維持することを目的にリスク管理基本方針を定め、リスク管理に係る組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、リスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。

①ERMの推進

取締役会は、リスク管理基本方針の中でERM(Enterprise Risk Management) 態勢を定めるとともに、その管理プロセス並びに報告ルール等の具体的な取決め等をERM規程で定めています。

保険会社の直面するリスクに関して、アニコムホールディングス株式会社と連携して、リスク・プロファイル等を作成することにより、潜在的に重要なリスクを含めて総合的に把握・管理し、ストレス・テストを定期的実施しています。また、内部モデルによるソルベンシー評価を行うとともに、アニコムホールディングス株式会社において配賦したアニコム損保のリスク資本に基づき、リスク・カテゴリ等の単位ごとに資本配賦を行うことにより、事業全体としてリスクをコントロールする自己管理型のリスク管理を実施しています。

また、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA: Own Risk and Solvency Assessment)に関して、アニコムホールディングス株式会社と連携して推進しており、内部モデルの高度化をその一環として進めています。

②個別リスク管理

リスク管理部は、アニコムホールディングス株式会社のリスク管理部と連携して、リスク・プロファイルの推進などを進めるとともに、別表に記載している個別リスクについて、次ページのリスク管理体制図のとおり、各部と連携し、重要なリスクの特定及びコントロールを行っています。特に、保険引受リスク、及び資産運用リスクを最重要リスクとして認識しています。

• 保険引受リスクの管理

当社において重要なリスクである保険引受リスクを適切に管理するため、定期的に損害率等のモニタリングを行い、取締役会等に報告を行っています。

• 資産運用リスクの管理

資産負債管理(ALM: Asset Liability Management)により、保険負債の特性を適切に踏まえた上で、資産の保有状況の分析・評価を行うことにより、財務運営の安定性

の向上に努めています。また、資本配賦に基づき資産運用リスクの上限管理を実施しております。

(2) リスク管理体制

当社では、次ページのリスク管理体制図のとおり、主要なリスクとその主管部を明確化し、主管部によるリスクの管理と、その統括をリスク管理部が行う体制としています。各種リスクの管理状況や統合的に評価したリスクの状況等に関して、アニコムホールディングス株式会社のリスク管理部及び当社経営企画部等と連携し、「グループリスク管理委員会」にて報告・協議を行い、取締役会に報告する態勢としています。

(3) 新ソルベンシー制度に向けた取組み

現在、金融庁を中心として新ソルベンシー制度の導入が検討されています。「ペット保険」は、比較的新しい保険のため、現行の法定ソルベンシー・マージン比率の計算における保険引受リスクのリスク係数において「ペット保険」の区分が存在せず、「その他」の区分を適用しているため、ソルベンシー・マージン比率が低めに算出されていると考えています。そのため、新ソルベンシー制度の導入に向けた「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」において、「ペット保険」の区分追加の必要性について説明を行っています。

(4) 危機管理方針

当社では、大規模な災害や事故又は風評被害等により、人命、資産又は当社活動が危険にさらされるような事態や、当社とお客様・代理店等との関係に重大な影響が生じるような事態に適切に対応するためにグループ危機管理方針を定め、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

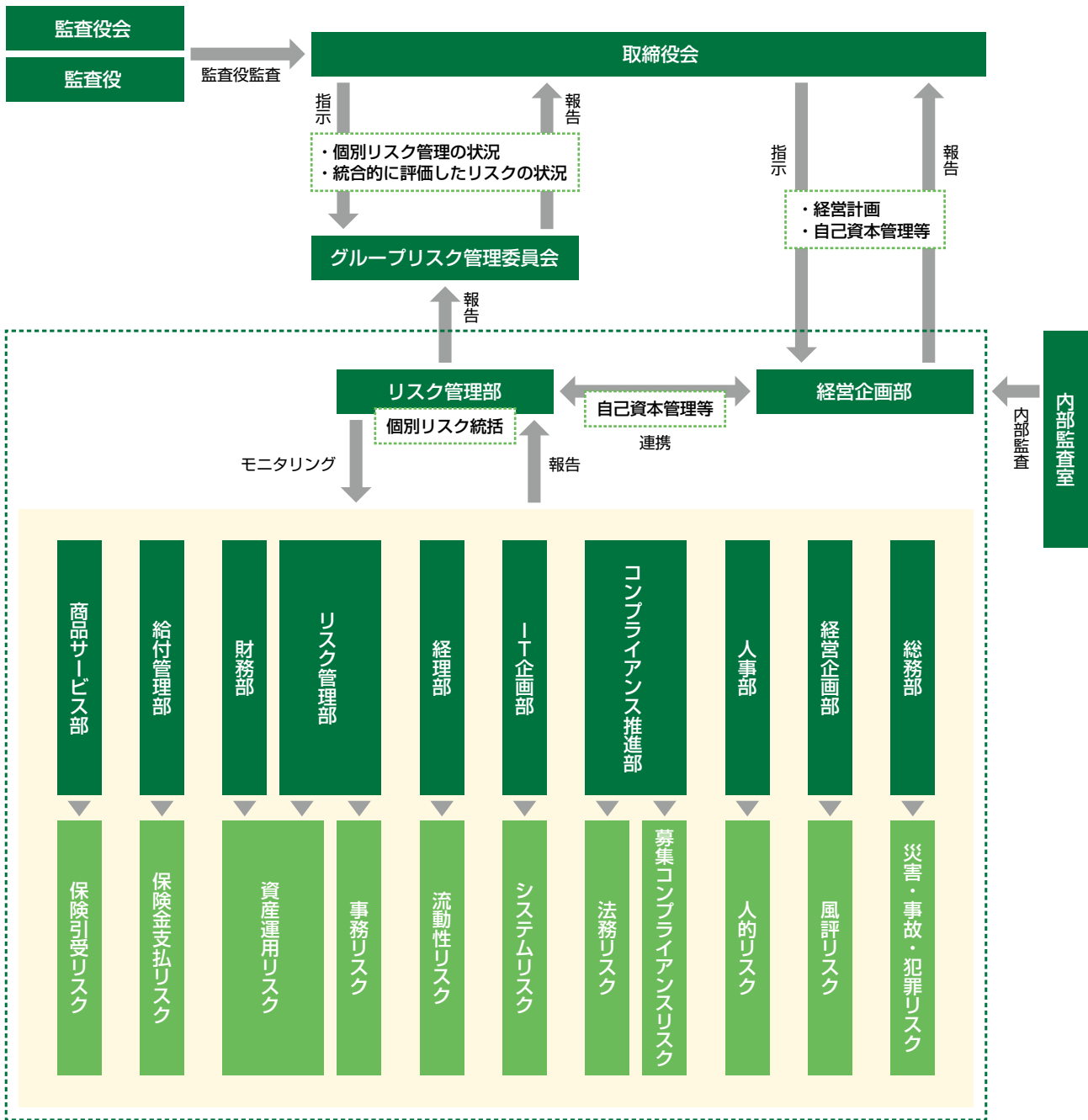
(5) 保険計理人による責任準備金の積立水準の適切性の確認

責任準備金の積立水準の適切性等については、保険計理人による確認意見書の取付け等を行っており、問題のないことを確認しています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、第三分野保険の責任準備金の積立水準に関する事項(保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八)については、リスク管理の実施、保険計理人による確認等の該当はありません。

6 リスク管理

【リスク管理体制】



【個別リスク】

当社では、主要なリスクを以下のとおり分類・定義し、管理する体制としています。

保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

保険金支払リスク

保険事故の受付から保険金をお支払いするまでの一連のプロセスにおける業務上のミス等により、お客様に対して適正に保険金のお支払いができないリスクをいいます。

資産運用リスク

株価や金利水準等の変動により、保有資産に評価損が生じる、並びに、保有する公社債等の発行者が債務を履行できなくなり、その元本及び利息等の支払いが滞るリスクをいいます。

事務リスク

役職員等が正確な事務を怠る、又は事故を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

当社の資金ポジションが悪化し、通常よりも著しく高いコストでの資金調達又は著しく低い価格での資産売却を余儀なくされるリスクをいいます。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステム不備等に伴い、お客様が損失を被るリスク及び、コンピュータが不正に使用されることによりお客様が損失を被るリスクをいいます。

法務リスク

各種法令等を遵守しないことにより損失を被る、又は、法的紛争の発生により損失を被るリスクをいいます。

募集コンプライアンスリスク

保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、及び日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」を遵守しないこと等により損失を被るリスクをいいます。

人的リスク

当社役職員の問題行動（不祥事及び情報漏えい等）や不適切な就労環境に起因する訴訟の提起等により、お客様からの信頼や社会的信用を失い、損失を被るリスクをいいます。

風評リスク

噂、憶測、評判などのあいまいな情報や、何らかの事象等の発生に伴う誤解、誤認、誇大解釈などによって、直接的又は間接的に不利益を被るリスクをいいます。

災害・事故・犯罪リスク

地震・風水害・異常気象・伝染病等の災害、大規模停電等の事故、脅迫・反社会的勢力の介入・データ盗難・役職員の誘拐等の犯罪により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるようなリスクをいいます。

7 個人情報の保護

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理や適正な保険金のお支払い、及びお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」及び関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、役職員及び代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の徹底に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）」を定め、当社ホームページで公表しています。

個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社は、お客様の信頼を全ての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、当社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また、当社代理店及び当社業務に従事している者等への指導・教育を徹底します。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

※本個人情報保護方針（プライバシーポリシー）における「個人情報」及び「個人データ」とは、特定個人情報（個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報）を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

また、試験・研修の実施や、苦情及び相談への対応、個人データを損害保険会社等が共同利用する制度の運営等により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

次の業務を実施する目的並びに下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用について」及び「6. 情報交換制度等について」に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。また、利用目的は、ご本人にとって明確になるよう努め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

なお、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する場合には、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行及び管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 当社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集及び販売並びに契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
- (6) 当社が行う資産運用に関連したサービスの案内、提供及び管理
- (7) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供及び管理
- (8) 上記(5)(6)(7)に付帯、関連するサービスの案内、提供及び管理
- (9) グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- (10) 各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- (11) 当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (12) 市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (13) 当社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (14) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15) 問い合わせ・依頼等への対応

る個人データを共同利用します。(2013年12月1日以降に取得した個人データを対象とします)。

7. センシティブ情報の取扱いについて

当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「どうぶつ健康保険証」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知（利用目的等）、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「12.お問い合わせ窓口」にお申し出ください。

請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求及び開示等請求については、当社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

(https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/privacypolicy_req/)

10. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

9 募集制度

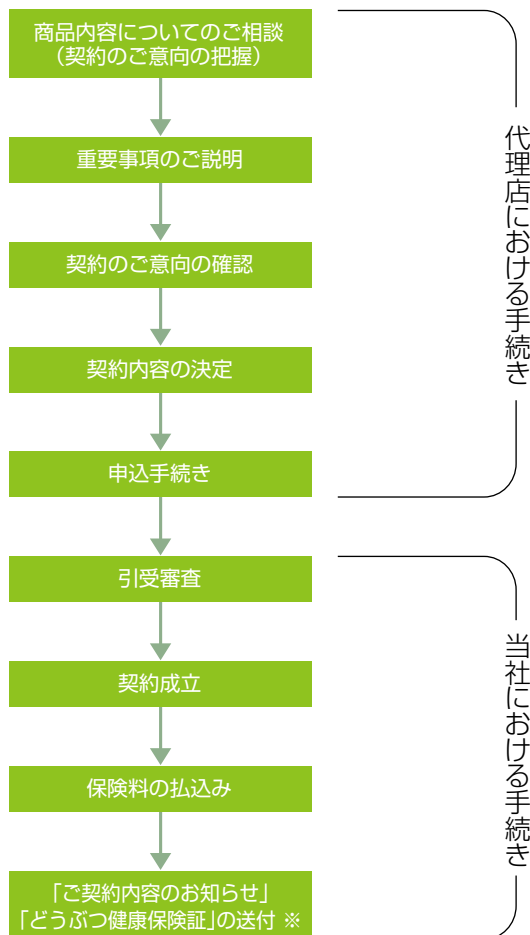
(1) ご契約のしくみ

①ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採用しています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で原則として以下の流れに沿って手続きを行います。

【保険ご契約の手続き】



※ Web保険証券はホームページ上でお客様ご自身によるダウンロードが可能です。ご希望の方には郵送により別途、保険証券を送付いたします。

②クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

クーリングオフについて定める保険業法では、保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの対象とされていませんが、当社では初年度契約に限り、原則クーリングオフの対象としています。

この場合、お客様がご契約をお申込みいただいた日又はクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば契約申込みの撤回等を行うことができます。

(2) ご契約時の契約内容及びご意向の確認

【契約についてのご意向確認】

当社ではご契約プランによって、代理店である動物取扱業者備え付けのiPadやパソコン、お客様のパソコンからWebサイトを通じて、あるいは申込書へご記入いただく方法でご契約をお申込みいただけます。いずれの場合もお申込手続きの際に、申込書あるいはWebサイト上でご契約内容をご確認いただけます。また、ご契約内容やお手続きについてお客様によくご理解いただく必要のある事項については、「契約についての意向確認項目」にお客様ご自身でお答えいただき、ご契約内容がお客様のご意向に沿ったものであるかどうかのご確認をお願いしています。



●普通保険約款・特約

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約」です。

●ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との「約束ごと」ですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認のうえ、お申込みいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）などをご覧いただき、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

(3) 代理店制度

代理店は、お客様のニーズに対応し、保険会社に代わって保険のご提案、ご説明を行うなどの極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

①代理店の役割と業務内容

代理店は保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結の代理又は媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品・サービスを提供することです。

②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき財務局に代理店登録を行うことが必要です。また、代理店で募集に従事しようとする者は、保険業法第302条に基づき財務局に届け出る必要があります。なお、当社では、代理店で保険募集に従事する者は、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」に合格することを要件としています。

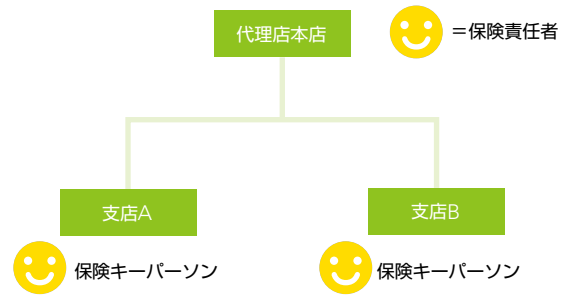
③当社代理店の業態と代理店数

代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。2021年3月末時点での代理店数は1,334社（店舗数にして11,222店）です。

④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社の代理店では、代理店の社内で保険責任者を選任し、保険責任者は保険会社との窓口として活動します。複数の店舗を有する代理店においては、店舗毎の責任者として保険キーパーソンを選任し、保険募集における責任体制を明確に定めています。



(4) 代理店教育

一般社団法人日本損害保険協会では、2008年6月より「損害保険募集人試験」と「保険商品教育制度」を運営していましたが、2011年10月、両制度が「損害保険募集人一般試験」として統合されるとともに、損害保険業界の自主ルールとして、「損害保険募集人一般試験」の合格を代理店登録、募集人届出の要件とすることが定められました。当社では業界自主ルール制定以前から保険募集を行う際の必須要件としておりましたが、引き続き「損害保険募集人一般試験」の合格と、5年毎の更新試験を受験することにより、最新の業務知識の理解度を定期的に確認し、募集人の資質向上を図ってまいります。

また、当社ではペット保険の商品内容をはじめ、コンプライアンス、事務処理等について業務知識のチェックテストを毎年行っており、常に適切な保険募集ができるよう努めています。

10 お客様本位の業務運営方針

アニコムグループは、「常にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出すマーケットアウト（お客様の真のニーズにお応えすること）を意識した経営を徹底し、お客様の願いを実現するとともに、新しい価値を創造することに努める」ことを経営方針に掲げ、全役員一丸となり、その実現に向けまい進しています。

当社では、このグループ経営方針に基づき、お客様本位の業務運営をさらに徹底すべく、本方針を定めます。

1. お客様の声を経営に活かす取組み

当社は、お客様の声をサービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かし、お客様との末永い信頼関係を構築するために、アフターフォロー体制や事務体制の整備を含む業務運営の質の向上に取り組めます。

【主な取組み】

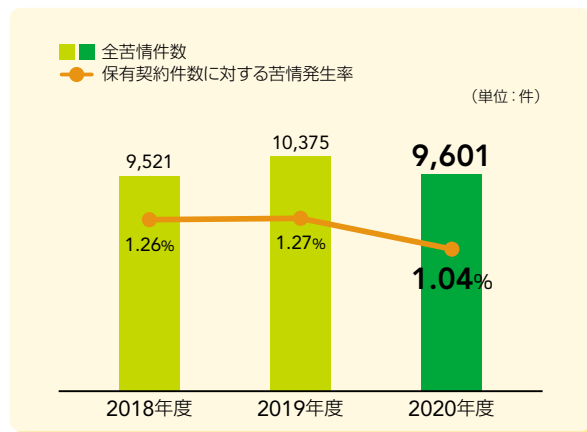
- (1) 『「お客様の声」への取組み方針』を定め、お客様の声をサービス改善や商品開発等の業務品質の向上に活かすこととしています。お客様の声を経営に活かすため、「お客様の苦情」は、経営層への報告と全社的な情報共有を行い、迅速な対応に努めています。
- (2) 様々なお客様から、苦情・ご意見等をお伺いするため、以下の窓口を設置しています。
 - ・お電話でお客様からの、苦情・ご意見等をお伺いする専用窓口として、「お客様相談センター」を設けています。
 - ・ホームページにお客様からの「よくあるご質問（FAQ）」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームを設置し、ご照会にお答えしています。
- (3) お客様からの苦情・ご意見の受付状況、これに対する取組み状況や分析結果を経営会議に報告し、経営に反映しています。

<2020年度取組み状況>

- ①保険料振替口座の登録・変更手続きをより簡便にするため、書類のみではなく、マイページからも登録・変更できるようにしました。
- ②マイページのログインパスワード再発行手続きにおいて、これまでPCメールアドレスが必要でしたが、携帯キャリアのメールアドレスでも再発行の手続きを行えるようにしました。
 （「11 『お客様の声』への対応（5）「お客様の声」に基づき改善した取組み事例」をご確認ください）

※取組みの定着度合いを評価する指標及び数値

- ①全苦情件数
- ②保有契約件数に対する苦情発生率



2. お客様にふさわしい商品・サービスの提供

当社は、お客様の状況やご意向を踏まえ、お客様本位の適正な保険商品の提案を行い、お客様に価値を感じていただける商品やサービスを提供できるよう努めています。

【主な取組み】

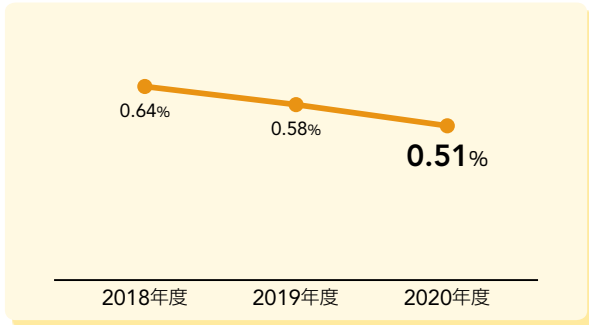
- (1) お客様のニーズに合った保険商品にご加入いただくために、申込み時に「ご契約のご意向確認」を実施しています。
- (2) お客様のお申込み手続きのご負担を軽減し、迅速にご契約が成立するよう、ペットショップ代理店においてタブレット端末によるお手続きを導入しています。
- (3) ペットを家族の一員と認識するお客様の増加により、ペット医療への関心が高まっている環境変化を踏まえ、お客様とペットが安心して治療を受けることができるよう、お客様のニーズに合わせてお選びいただける各種商品プランを提供しています。

<2020年度取組み状況>

代理店であるペットショップおよびブリーダーでの保険募集時に、お客様へ保険商品の内容や保険料等の重要な情報を漏れなく案内するため、パンフレットのチェックシート掲載箇所等について改訂を行いました。

※取組みの定着度合いを評価する指標及び数値

- ①ペットショップおよびブリーダーにおける新規計上件数に対し、苦情分類「契約内容・条件などの説明不足・誤り」に該当し、かつ小分類が「説明不足・誤り」である苦情発生率



3. わかりやすい情報の提供

当社は、保険商品の内容や保険料、保険金の支払条件等の重要な情報をお客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい情報提供に取り組んでいます。

【主な取組み】

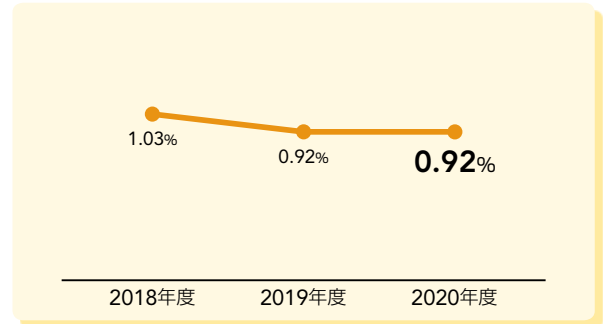
- 保険商品に関する重要な情報を正しくご理解いただくために、「重要事項説明書」による説明を行っています。また、パンフレット等において年齢別、犬種別等の保険料を明示しています。
- お客様がインターネットを通じてお申込みをされる際に、保険商品の内容を正しくご理解いただくために、見やすくわかりやすい画面構成・ご案内に努めています。

<2020年度の取組み状況>

ホームページにおけるペット保険商品のご案内ページに、各商品の基本保険料表を掲載し、保険料をよりご確認くださいやすくなるようレイアウト変更を行いました。

※取組みの定着度合いを評価する指標及び数値

- ①オンライン加入の新規計上件数に対し、苦情分類「その他」に該当する苦情のうち、小分類が「オンライン加入（全般）」である苦情発生率



4. 迅速かつ適切な保険金のお支払い

当社は、保険金支払いの迅速性および適切性を確保し、さらなる利便性を追求することで、お客様の満足と信頼を得るよう努めています。

【主な取組み】

- お客様の利便性を向上させるために、動物病院の窓口で「どうぶつ健康保険証」を提示すれば自己負担分を支払うだけで済む病院（アニコム損保対応病院）の拡大に取り組み、使いやすい保険を目指しています。また、LINEアプリを用いた保険金請求の仕組みを構築する等、より簡便に保険を利用していただけよう取り組んでいます。
- 保険金の支払状況や、保険金支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の分析結果を経営会議に報告し、常に適正な保険金の支払いが実行されるよう取り組んでいます。

<2020年度の取組み状況>

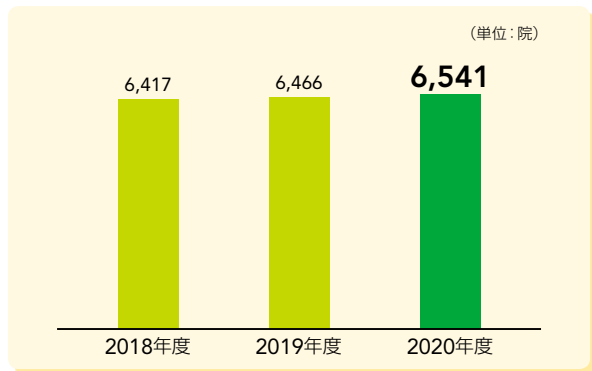
当社における手術の定義をよりわかりやすくするため、「よくあるご質問（FAQ）」において、手術該当・非該当となる具体的な処置例を記載するとともに、一部文言を変更しました。

（「11 『お客様の声』への対応（5）『お客様の声』に基づき改善した取組み事例」をご確認ください）

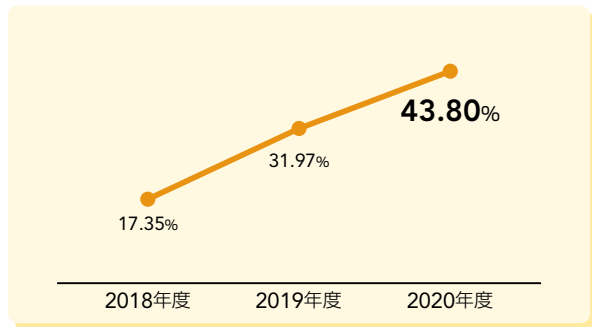
10 お客様本位の業務運営方針

※取組みの定着度合いを評価する指標及び数値

①対応動物病院数（年度末時点）



②当社にて直接保険金の請求を受け付けた件数のうち、LINEアプリにて保険金の請求を受け付けた割合



5. 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益を不当に害することなく適切に業務を遂行するために、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理しています。

【主な取組み】

- (1) 利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とした「利益相反管理規程」を策定の上、利益相反管理統括部門および利益相反管理統括責任者を設置し、お客様の利益を不当に害することのないよう、適切に管理する体制を構築しています。
- (2) 利益相反のおそれのある取引が発現した場合、管理対象取引に係る部門間の情報遮断や対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更等、必要に応じた措置を適宜選択し、お客様の保護に努めています。

<2020年度の取組み状況>

半期毎にアームズレングスルール（グループ会社等との間で、通常の条件と著しく異なるような条件での資産の売買等の取引をしてはならないこと）に違反している取引がないか点検を実施いたしました。

<取組みの定着度合いを評価する指標及び数値>

設定なし

6. お客様本位の業務運営に向けた取組み

当社は、お客様との末永い信頼関係を構築していくために、研修体系の整備や人事評価制度への反映等を通じて、全役職員にお客様本位の業務運営を徹底してまいります。

【主な取組み】

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス・リスク管理リーダー会議を四半期毎に開催し、コンプライアンスへの意識を醸成しています。また、お客様本位の業務運営の意識を強化するために、全役職員が半期毎にコンプライアンスと顧客満足に係る項目への目標を掲げ、日々の業務を遂行しています。
- (2) 各部門が策定する部門年度計画の中にコンプライアンス・プログラムに基づく重点施策を設定し、お客様本位の業務運営を行ってまいります。

<2020年度の取組み状況>

全社員を対象に、コンプライアンスに関するテストの出題、業務連絡の発信、研修を実施しました。

<取組みの定着度合いを評価する指標及び数値>

コンプライアンスに関するテストの出題、業務連絡の発信、研修の回数

2020年度：合計32回

11 「お客様の声」への対応

(5) 「お客様の声」に基づき改善した取組み事例

■お客様の利便性・満足度の向上

事例1 「よくあるご質問 (FAQ)」の改訂

お客様の声

手術の定義がわかりにくい。

改善事例

ホームページ上の「よくあるご質問 (FAQ)」において、手術に該当する具体的な処置例を追記し、一部文言を変更しました。また、手術に該当しない処置内容もあわせて記載することで、弊社における手術の定義がよりわかりやすくなるように改善しました。(2020年11月)

事例2

マイページにおける保険料振替口座の登録・変更機能の追加

お客様の声

保険料振替口座の登録・変更手続きが面倒。

改善事例

これまで、保険料振替口座の登録・変更手続きは書類にて承っておりましたが、マイページからも登録・変更できるようにしました。(2021年1月)



事例3

マイページのログインパスワード再発行手続きにおける利便性向上

お客様の声

マイページのログインパスワード再発行手続きにおいて、携帯キャリアのメールアドレスも使用できるようにすべき。

改善事例

これまで、マイページのログインパスワードを再発行するためにはPCのメールアドレスが必要でしたが、携帯キャリアのメールアドレスでも再発行の手続きをできるようにしました。(2021年1月)

(6) 2020年度に寄せられたお客様からの感謝の声

	内容	合計
1	保険があっよかった	1,283
2	接客対応がよかった	229
3	死亡解約時に届いたお花が嬉しかった	443
4	どうぶつ宛にペースカードが届いて嬉しかった	144
5	その他	816
	合計	2,915

保険があっよかった

●11年間本当にお世話になりました。ちょっとしたことで、もすぐ動物病院に連れていくことができたのはアニコムさんのおかげです。

●沢山の病氣と闘いながらも16歳と半年も一緒に過ごせました。これもひとえに、アニコムさんに助けていただいたおかげと、感謝しかありません。これまで本当にありがとうございました。

●若い頃は病院にそれ程縁は無かったのですが、老犬になってからは色々思ってもなかった病氣を発症してしまい通院の増える中、アニコム様の保険に大変助けてもらいました。きっと保険に入っていないならば行えなかった治療も沢山ありますので本当に感謝しております。

●アニコム様には何度も助けられ、16才まで生きました。すごく弱い子で悩みましたが、支えていただいたおかげで、最後まで〇〇も家族も通院・入院手術4~5回がんばれました。16年間どうもありがとうございました。

●しにあの保険に加入するのは3頭目です。入院時の自己負担が少額で済んだのは、精神的な不安を軽くしてくれました。高齢になると病気のリスクも高まるので、この度迎え入れた子にも同じ補償をつけてあげたくて申し込みます。

●今まで、ヘルニア・乳腺癌など病気と闘い治療を継続できましたのは、アニコムさんのお陰だと思います。ペット保険に加入していないと、これだけの治療を受けさせることはできなかったと思います。最後の最後まで治療できましたこと、本当に感謝いたします。長い間ありがとうございました。

●たくさん保険を使用させてもらっていて、お陰で長い闘病生活も続けられている。肺に癌が転移している為、長生きできないと言われている子だが、まだ頑張ってくれていて、それもアニコムのおかげ。ありがとう。

●最後の最後までお世話になりました。家族の腕の中で眠るように亡くなったのも保険に入っていたおかげだと思っています。満足な治療を受けさせてあげられたのも保険のおかげです。もし新しい子をお迎えしたら、またアニコムさんにお世話になるつもりです。

接客対応がよかった

●先代を亡くした時も、一緒に泣いてくださったコールセンターの女性の声が忘れられません。いつも飼い主に寄り添ってくださって、感謝しております。

●解約手続きの電話をいたしました際のオペレーターの方が話の途中で泣いてしまった私に寄りそったとても優しい案内をして下さり、充分にお礼を言えずの終話でしたので、感謝をお伝え頂ければ幸いです。

●先日は、お電話にて優しい言葉をかけていただきありがとうございました。冬の朝、急に亡くなった〇〇ちゃんの名前が涙でなかなか言えず、一人で悲しみに耐えていた中、あたたかい言葉に助けられました。嬉しかったです。

●いつも電話の対応がとても優しく、またお気遣いのお言葉をかけていただき、感謝しております。今年もよろしく願いいたします。

●連絡した際、電話で対応して下さった方がとても優しく親身になっていただき、心が暖かくなりました。感謝します。

●愛犬が旅立ちましたことの連絡のときも、私にお気づかいをいただき温かい対応に感謝します。皆様の細やかなお心配り、とてもうれしかったです。

死亡解約時に届いたお花が嬉しかった

●悲しみの中でアニコム様よりお花が届き、とてもとてもびっくりしました。なんと、ここまで考えて下さっている事をうれしく思いました。〇〇は病気で苦しかったと思いますが、保険のおかげで一先懸命病院へ通う事ができました。本当にありがとうございました。

●亡くなった後の献花をありがとう。十数年お世話になった。これだけ長生きできたのもアニコムのお陰。これからお世話になれるかわからないが、ずっとアニコムさんがあればいいなと思っている。本当にありがとう。

●〇〇の時は本当にお世話になった。亡くなった後も丁寧にお花を送ってくれてうれしかった。今もそばに置いている。

●アニコム様にはペットショップで加入し、2ヵ月～亡くなるまでの間、契約している事で安心な心構えで〇〇と向き合え、楽しく過せたと感謝しています。アニコム様より頂いたケース入りのプリザーブドフラワーは、今も〇〇のそばに置いて、毎日、手を合わせています。ありがとうございました。

●〇〇が亡くなった後その報告を致しましたところ、思いがけなくアニコムさんから可愛らしいプリザーブドフラワーのお悔みの品が送られてきて、アニコムさんという会社の温かさや優しさにとても気持ちが慰められたものでした。

●息子はコロナの影響で登校もできず、受験で大変だがハムスターを世話したいといい、自分だけで面倒を見ていた。ハムスターが亡くなり悲しかったが、お花が届いた。ここまでしていただけたらと思っていなかった。

●この度は、思いがけなくも愛犬のためにお悔みのカードとプリザーブドフラワーをお送りくださりましてありがとうございました。15年半の間、大変お世話になりました。日頃健康でおりましたのであまり利用する機会はなかったかと思いますが、アニコム保険に入ったことで、いつも心強く安心していられたことはとても幸いでした。亡くなった後もこのようなご配慮をいただきまして心より、感謝申し上げます。

II

業務について



1. 保険のしくみ	46
2. 約款	46
3. 取扱商品	47
4. 保険金のお支払い	49
5. 各種サービス	52

1 保険のしくみ

(1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」

保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づき算出された保険料を支払うことによって、偶然な事故により被った損害に対して、保険金を受け取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的は、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることにあります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その代価として保険契約者が保険料を支払うことを約束する契約をいいます（保険法第2条）。したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となりますが、契約内容の正確を期するために保険契約申込書を作成し、その証となる保険証券等を交付します。

(3) 保険料率

保険料は、保険金支払に充当すべき純保険料と保険業の事業運営に充当すべき付加保険料で成り立っています。

お支払いいただく保険料の算出根拠となる純保険料率は、当社が合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとして算出し、主務官庁である金融庁から認可を得たものです。

(4) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に お支払いいただくこととなっています（これを「保険料即収の原則」といいます）。保険のお申込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険事故が起きても保険金をお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払い等、便利な方法をご用意しています。

また、保険契約の失効、解除の場合には、保険料を約款の規定に基づいてお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、それらを重要事項として予めご説明し、ご確認いただくよう努めています。

2 約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、普通保険約款と特約によって定められており、当社とご契約者・被保険者との具体的・個別的な権利義務関係（例えば、保険会社の保険金支払義務や、ご契約者等の告知義務）等を記載しています。

したがって、契約締結前及び締結時に、当社の募集人から約款の内容について十分ご説明を受けていただくことがとても重要になります。

(2) 契約時の留意事項

①重要事項の説明及び契約のご意向の確認

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するために、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）を作成しています。

また、当社は、「契約についての意向確認書」を使用することにより、お客様のご意向、状況に応じた内容、保険料となっていることを契約締結時にあわせてご確認いただくようにしています。

②申込書への記載事項

保険契約申込書に記載された事項は、ご契約者と当社の双方を拘束するもの（例えば、保険金の支払限度、適用保険料の決定）となります。したがって、ご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできない場合等もありますので、契約締結時に十分ご確認いただくことがとても重要になります。

(3) ご契約後の留意事項

①契約内容の変更

ご契約後に「どうぶつ健康保険証」等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店又は当社への連絡が必要です。ご連絡が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご留意いただくようお願いしています。

②「どうぶつ健康保険証」等の確認

事故が起きたとき既に保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、「どうぶつ健康保険証」等により保険期間や契約内容を適宜ご確認いただくことをおすすめしています。

③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に軽減されています。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関するご案内をお送りしています。

(4) 約款等に関する情報提供方法

当社は、普通保険約款と特約の内容をわかりやすく説明するためのパンフレットや、ご契約のしおり、重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」）等の資料請求に対して、迅速に対応しています。また、ホームページに普通保険約款と特約を開示し、お客様の利便性向上にも努めています。

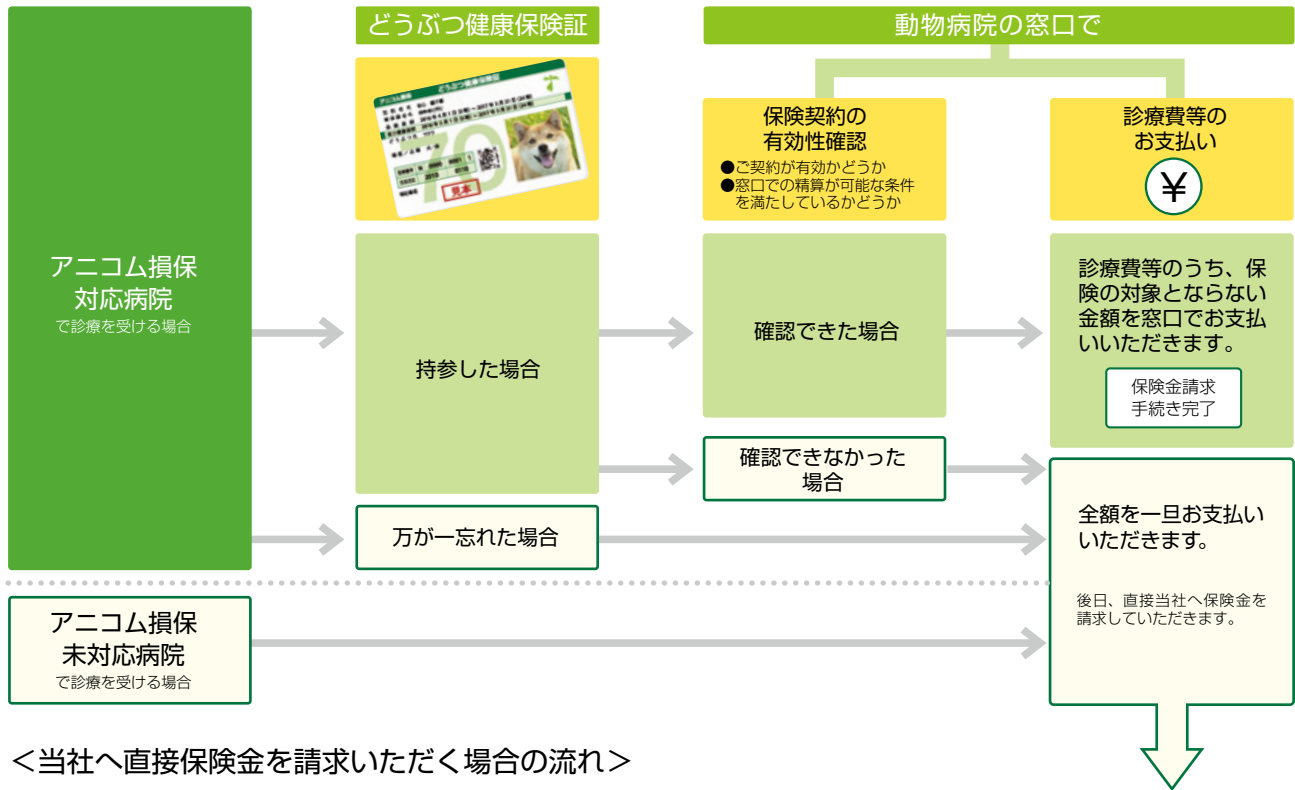
3 取扱商品

(2) 商品の改定並びに開発の状況

- 2008年 4月 ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」「どうぶつ健保べいびい」「どうぶつ健保すまいる」の販売開始
- 2010年10月 以下の商品改定を実施
 - ①入・通院限度日数を無制限に
 - ②支払割合90%・70%プランの新設
- 2012年 7月 支払割合90%プランの取扱いを停止
- 2014年11月 以下の商品改定を実施
 - ①入・通院限度日数ありプランの新設（無制限プランの新規契約の取扱いを停止）
 - ②鳥・うさぎ・フェレットの新規引受を停止（「どうぶつ健保ふぁみりい」）
 - ③健康割増引制度の導入
- 2015年 2月 「どうぶつ健保はっぴい」の販売開始
- 2016年11月 「どうぶつ健保はっぴい」のご契約対象どうぶつに「モモンガ、リス、ハムスター、ネズミ、モルモット、ハリネズミ、カメ、トカゲ」を追加
- 2017年 9月 鳥・うさぎ・フェレットの新規引受を再開（「どうぶつ健保ふぁみりい」）
- 2017年11月 「どうぶつ健保ぶち」の販売開始
- 2018年12月 以下の商品改定を実施
 - ①腸内フローラ測定サービス「どうぶつ健活（けんかつ）」の付帯開始（「どうぶつ健保ぶち」は付帯対象外）
 - ②被保険者の範囲を拡大
- 2019年 3月 「どうぶつ健保はっぴい」のご契約対象どうぶつに「チンチラ、ヘビ」を追加
- 2019年11月 「どうぶつ健保しにあ」の販売開始

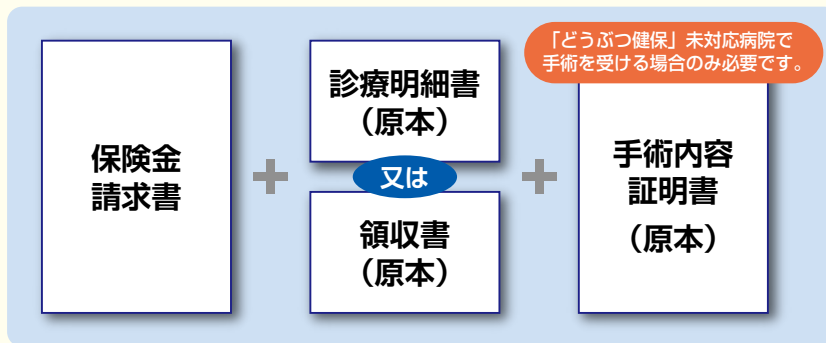
4 保険金のお支払い

<保険金お支払いまでの標準的な流れ>



<当社へ直接保険金を請求いただく場合の流れ>

- ① 動物病院窓口で診療費等の全額を一旦お支払いの上、「診療明細書」(又は「領収書」)をお受け取りいただきます。
(「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けられた場合は、「手術内容証明書」(同様の内容であれば動物病院の診断書でも可)も必要です)
- ② 被保険者ご自身で「保険金請求書(兼医療照会同意書)」を記入していただきます。
- ③ 必要書類を当社までご送付いただきます。
診療日からその日を含めて30日以内の送付をお願いします。
- ④ 保険金のお支払いに必要なすべての書面が当社に到着した日から、その日を含めて30日以内に、被保険者のご指定口座に保険金をお支払いします。
ただし、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要となる以下の場合につきましては、それぞれの日数を経過する日までに保険金をお支払いします。
 - 保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院等による診断等の結果について照会が必要となる場合…………… 90日
 - 災害救助法が適用された地域における保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合…………… 60日



※ LINE公式アカウントからも保険金請求が行えます。書類の記入や郵送の手間がかからず3分程で手続きが完了します。
(「どうぶつ健保しにあ」「どうぶつ健保ぶち」の場合、本サービスは対象外となります。)

(2) 保険金のお支払い状況

2020年度の当社のペット保険にかかる保険金のお支払い状況は以下のとおりです。

① 半期ごとのお支払い状況の推移

		お支払い件数	お支払いの対象とならなかった件数
2020年度	上半期（2020年 4月～2020年9月）	1,860,162	11,823
	下半期（2020年10月～2021年3月）	1,898,217	13,158
	合 計	3,758,379	24,981

② お支払いの対象とならなかった件数及びその内訳

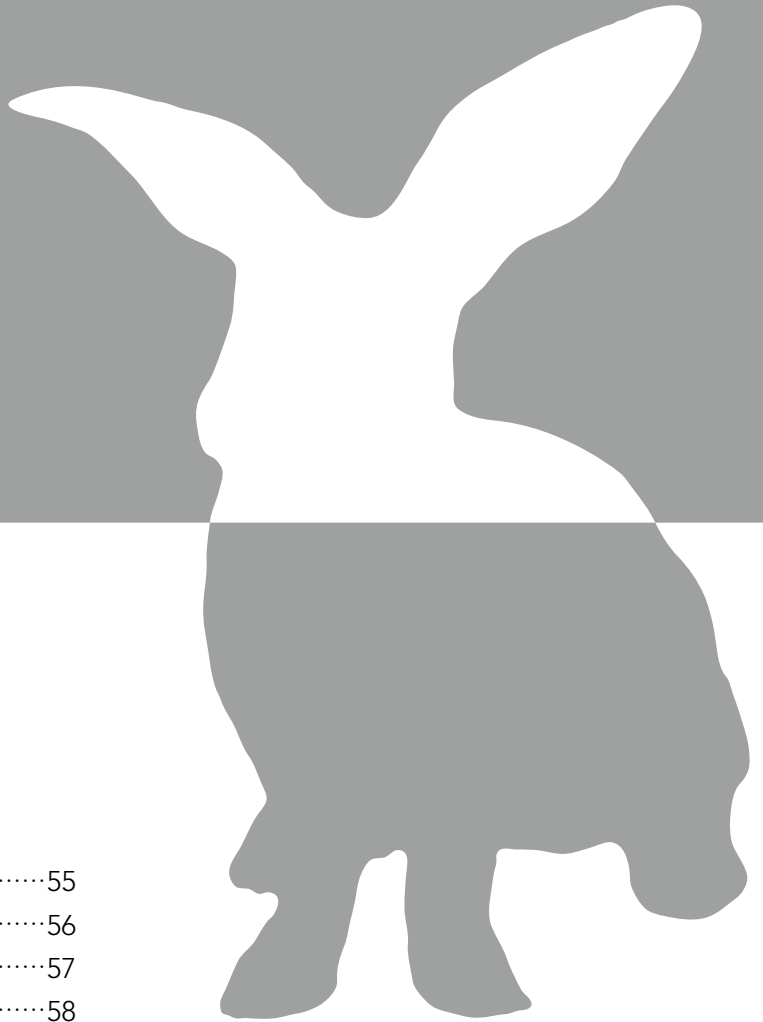
	理由	合計
お支払いの対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0
	告知義務違反解除	5
	重大事由解除	0
	支払事由非該当	11,558
	免責事由該当	13,418
	計	24,981

③ 用語の説明

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結等に際して保険契約者、被保険者又は保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消又は無効となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意又は重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こす、又は反社会的勢力だと判明するなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。
免責事由該当	保険金支払の対象とならない疾病として、ご契約時に予め取り決めていた疾病により入院した場合や、被保険者の故意など、約款・特約条項に定められた保険金をお支払いしない事由に該当するため、保険金のお支払いの対象とならなかった事案です。

III

コーポレート データ



1. 株式の状況等	55
2. 会社の組織	56
3. 役員の状況	57
4. 会計監査人の状況	58
5. 従業員の状況等	59

3 役員 の 状 況

(2021年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴		担 当
代表取締役 社長執行役員	野田 真吾 (1976年2月15日生)	1999年 4月 2005年 10月	三信株式会社(現エムエスティ保険サービス株式会社) 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社	統括 内部監査室 R&D部
		2010年 4月 2015年 6月 2018年 6月 2021年 6月	当社 執行役員 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役 社長執行役員(現任) アニコム ホールディングス株式会社 専務執行役員(現任)	
取締役 会長執行役員	小森 伸昭 (1969年5月2日生)	1992年 4月 2000年 4月 2000年 7月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 代表取締役社長	総括
		2006年 1月 2015年 6月 2017年 3月 2018年 6月 2018年 6月 2020年 6月 2021年 6月	当社 代表取締役社長 当社 代表取締役会長 株式会社AHB 取締役(現任) 当社 取締役 会長執行役員(現任) アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員(現任) アニコム 先進医療研究所株式会社 取締役(現任) アニコム パフェ株式会社 取締役(現任)	
取締役 専務執行役員	百瀬 由美子 (1967年9月8日生)	1991年 4月 2000年 4月 2000年 7月 2003年 5月 2005年 8月 2006年 1月 2010年 7月 2015年 6月 2018年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 同社 取締役 同社 常務取締役 当社 取締役 当社 常務取締役 当社 専務取締役 当社 取締役 専務執行役員(現任) アニコム ホールディングス株式会社 専務執行役員 アニコム ホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員(現任)	リスク管理部 IT企画部 IT部 内部監査担当役員補佐
		2020年 6月	(主要な兼職状況) アニコム ホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員	
取締役 常務執行役員	山田 建二 (1965年8月31日生)	1989年 4月 2007年 4月 2014年 1月 2015年 6月 2018年 6月	日本生命保険相互会社 入社 当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役 当社 取締役 常務執行役員(現任)	営業統括 北日本営業部 東日本営業1部 東日本営業2部
取締役 執行役員	花岡 慎 (1969年4月3日生)	1992年 4月 2014年 4月 2014年 6月 2018年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 当社 入社 当社 執行役員 当社 取締役 執行役員(現任)	経営企画部 商品サービス部
取締役 (社外)	栗山 泰史 (1952年9月4日生)	1975年 4月 2007年 4月 2009年 7月 2013年 7月 2018年 6月 2019年 3月	安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社) 入社 株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員 一般社団法人日本損害保険協会 常務理事 丸紅セーフネット株式会社 常勤監査役 当社 取締役(現任) 株式会社格付投資情報センター 社外監査役(現任)	—
執行役員	大久保 弘二 (1971年5月21日生)	1994年 4月 2008年 1月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社	経理部
執行役員	三宅 美奈 (1972年6月26日生)	1997年 4月 2001年 12月 2015年 6月	ジャパンツアースシステム株式会社 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	人事部 総務部
執行役員	宮野 堪介 (1977年3月3日生)	2001年 7月 2016年 4月	株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	財務部

3 役員の状況

(2021年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴		担 当
執行役員	徳永 繁郎 (1970年11月26日生)	1994年 4月 2002年11月 2003年11月 2018年 6月	株式会社トヨタレンタリース東京 入社 日本生命保険相互会社 入社 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	給付管理部 給付サービス部
執行役員	市川 幸子 (1977年10月26日生)	2000年 4月 2006年 3月 2007年 2月 2018年 6月	伊勢久株式会社 入社 株式会社ミダック 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	カスタマー リレーション部
執行役員	栗原 暁 (1977年5月16日生)	2001年12月 2004年 3月 2018年 6月	青年海外協力隊 赴任 株式会社ビーエスピー(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	中日本営業部 西日本営業1部 西日本営業2部
執行役員	永井 真樹子 (1973年10月10日生)	1996年 4月 2005年12月 2019年 6月	積水ハウス株式会社 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	コンプライアンス 推進部
執行役員	稲松 直子 (1969年6月25日生)	1992年 4月 2004年 4月 2006年 3月 2020年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 伊藤忠保険サービス株式会社(現伊藤忠オリコ保険サービス株式会社)入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	業務管理部
執行役員	内山 眞一 (1961年3月10日生)	1983年 4月 1991年 8月 1999年 9月 2000年 9月 2003年 1月 2006年 4月 2012年 7月 2018年 8月 2020年 6月	日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 日興インターナショナル シカゴ支店配属 インドスエズW・I・Carr証券会社(現カリヨン証券) 入社 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社 入社 株式会社クリード 入社 グローバルアセット(グローバルバンス)株式会社 入社 スパークスホールディングス株式会社 入社 当社 入社 当社 執行役員(現任)	CX企画部 ペットライフ創造部
執行役員	米村 佳 (1984年3月24日生)	2006年 4月 2021年 6月	アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 入社 当社 執行役員(現任)	営業推進部
常勤監査役	藤田 信一郎 (1945年10月30日生)	1968年 4月 2006年 1月 2008年 6月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 アニコム インターナショナル株式会社(現アニコム ホールディングス株式会社) 内部監査室長 当社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	岡部 紳一 (1950年1月19日生)	1973年 4月 2004年10月 2004年10月 2012年 4月	東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 経営企画室 主幹 BELFOR Japan株式会社 取締役 当社 監査役(現任)	—
監査役 (社外)	岸本 有巨 (1973年6月4日生)	2004年10月 2008年 4月 2010年10月 2013年 4月 2014年10月 2016年 5月 2020年 6月	弁護士登録、雨宮眞也法律事務所 入所 雨宮眞也法律事務所 パートナー就任 中央大学法学部 非常勤講師(現任) 原子力紛争解決センター 仲介委員(現任) 中野区情報公開・個人情報保護審査会 委員(現任) 鑑橋法律事務所開設 当社 監査役(現任)	—

4 会計監査人の状況

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員

窪 寺 信
日下部 恵 美

(1) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
472名	34.4歳	5.1年	5,034千円

(注) 1. 人員数には、兼務役員、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時従業員は含みません。
2. 平均勤続年数はアニコムグループ会社における在籍期間を通算して算出しています。
3. 平均給与額は基準外給与を含んでいます。

(2) ダイバーシティの推進

当社では、すべての社員が人と人とのつながりを尊重し、そのつながりから多くのことを学ぶことによって自らの成長を日々促進させ、企業の成長及び社会の発展に寄与していくことを目的として、ダイバーシティを推進しています。

①女性活躍支援

当社では、全従業員に対する女性の割合が約60%、管理職では全体の約25%を占めています。また出産を迎えたほぼすべての女性が産休・育児休暇を取得しており、復職後も法定を超える小学校6年生修了まで短時間勤務制度を活用し、育児と仕事を両立できるよう支援しています。

②障がい者活躍支援

人事部が主体となり雇用の促進に積極的に取り組むとともに、必要に応じて配属部門に「支援担当者」を配置し、個々の状況に応じた支援体制を構築しています。

③ワークライフバランス向上への取り組み

ダイバーシティの推進にあたっては、社員一人ひとりの能力が発揮され、いきいきと働き続けられる環境づくりが不可欠です。当社では、次世代育成支援対策推進法への対応にも力を入れており、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた証とされる「くるみんマーク」を取得しています。在宅型テレワークを導入するなど、継続的な取り組みを進め、更なるワークライフバランス向上を目指した環境づくりに努めています。



(3) 採用方針

新卒採用者数の推移（アニコム損保単体・各年度4/1現在）

2020年度	33名
2019年度	33名
2018年度	23名

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍などにとらわれず、人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長し、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

また、学生を対象に、当社への理解を深めていただくとともに、「会社とは」「仕事とは」といった社会人に向けてのイメージを高める場として、定期的にインターンシップを実施しています。

(4) 社員教育・能力開発

当社では、常にオープンで公平な教育機会を提供し、個々の能力や適性を尊重しながら互いに協力し、自由に競い合うことで加速度的な成長を遂げることを目的とし、人材育成・能力開発に努めています。さらに何事にも勇気をもって実践することによって社員が自己成長を遂げ、真のプロ人材となるよう育成に取り組んでいます。

①先輩社員制度

内定者1名に対して若手社員を1名ずつ配置し、内定から入社までのサポートやコミュニケーションの活性化を図り、入社後スムーズに活躍できるよう「自律型社員」の早期育成に取り組んでいます。

②教育・研修制度

当社の教育体系は、職務を通して学ぶOJTのほか、階層別の集合研修（Off-JT）、自己啓発として幅広く知識を習得する「アニコム大学」やEラーニングを通して全社員の知識レベルの維持・向上のためのテストを通年で実施しています。

③ジョブローテーション制度

当社では、能力開発を目的として戦略的に配置転換や異動を行う「ジョブローテーション」を実施しています。一つの分野に限定することなく多くの業務に携わることで、会社の全体像や各部署の重要性を実体験として理解することができるのと同時に、経営的な視点を持てる人材の育成や、新たなビジネスの創出へとつなげていきます。

(5) 福利厚生制度

当社では、社員とその家族の健康的で豊かな生活を支える一助として、個々の価値観、ライフスタイル、多様なニーズに対応した福利厚生制度の充実に努めており、法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、特別休暇制度、従業員持株会、企業型確定拠出年金、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児手当、福利厚生サービス等の諸制度を設けています。

IV 業績データ



IV-1 主要な業務に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………62
2. 業務の状況を示す指標……………63

IV-2 財産の状況

1. 計算書類……………74
2. リスク管理債権……………80
3. 債務者区分に基づいて区分された債権……………81
4. 単体ソルベンシー・マージン比率……………82
5. 時価情報……………83
6. 会計監査及び代表者による財務諸表に
関する確認書……………84

- 損害保険用語の解説……………85

⑩業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	2018年度末			2019年度末			2020年度末		
	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業	13,300	13	2.2	25,500	16	3.2	—	—	—
商業	26,925	398	67.2	44,725	406	78.7	23,925	368	89.8
化学	4,800	27	4.7	—	—	—	—	—	—
建設業	6,800	19	3.2	—	—	—	—	—	—
情報・通信	9,420	27	4.6	—	—	—	—	—	—
サービス	4,800	14	2.5	4,800	10	1.9	4,800	17	4.2
その他製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械	11,700	27	4.7	41,000	42	8.3	100	0	0.1
輸送用機器	28,400	29	5.1	20,700	14	2.9	20,700	24	6.0
その他	24,700	34	5.9	11,400	25	4.9	—	—	—
合計	130,845	593	100.0	148,125	516	100.0	49,525	410	100.0

⑪貸付金の残存期間別の残高

<2019年度>

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	57	115	262	458	116
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	57	115	262	458	116	—	1,012
その他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合計	固定金利	57	115	262	458	116	—	1,012
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	57	115	262	458	116	—	1,012

<2020年度>

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
		国内企業向け	固定金利	57	302	458	115	58
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	57	302	458	115	58	—	993
その他	固定金利	—	—	33	—	—	—	33
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	33	—	—	—	33
合計	固定金利	57	302	492	115	58	—	1,026
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	57	302	492	115	58	—	1,026

⑫担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
担保貸付	—	—	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—	—	—
信用貸付	—	—	—	—	—	—
その他	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0
一般貸付計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0
	うち劣後特約貸付	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0

2 業務の状況を示す指標

⑬ 使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
設備資金	—	—	—	—	—	—
運転資金	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0
合計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0

⑭ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
サービス業等	—	—	522	51.6	464	45.2
その他	490	100.0	490	48.4	562	54.8
(うち個人住宅・消費者ローン)	—	—	—	—	—	—
小計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	—	—	—	—	—	—
合計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0

(注) 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

⑮ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
大企業	—	—	—	—	—	—
中堅企業	—	—	522	51.6	—	—
中小企業	490	100.0	490	48.4	1,026	100.0
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0

(注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等をいいます。

⑩貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区分	2018年度末		2019年度末		2020年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
首都圏	490	100.0	1,012	100.0	993	96.8
近畿圏	—	—	—	—	—	—
上記以外の地域	—	—	—	—	33	3.2
合計	490	100.0	1,012	100.0	1,026	100.0

(注) 地域区分は当社取扱部店所在地による分類です。

⑪有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	2018年度末	2019年度末	2020年度末
土地	473	772	775
営業用	—	—	—
賃貸用	473	772	775
建物	329	306	649
営業用	163	146	257
賃貸用	165	160	391
建設仮勘定	—	—	3
営業用	—	—	3
賃貸用	—	—	—
合計	803	1,078	1,427
営業用	163	146	260
賃貸用	639	932	1,167
リース資産	9	22	20
その他の有形固定資産	194	192	171
有形固定資産合計	1,007	1,293	1,619

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	22,242	23,982
現金	0	0
預貯金	22,242	23,981
有価証券	9,183	10,794
株式	516	410
その他の証券	8,666	10,384
貸付金	1,012	1,026
有形固定資産	1,293	1,619
土地	772	775
建物	306	649
工具、器具及び備品	185	150
リース資産	22	20
その他の有形固定資産	6	20
建設仮勘定	—	3
無形固定資産	1,281	781
ソフトウェア	1,043	568
ソフトウェア仮勘定	238	213
その他資産	3,521	4,218
未収保険料	508	548
未収金	1,875	1,978
未収収益	1	1
預託金	435	483
仮払金	691	1,206
その他	9	0
繰延税金資産	931	800
貸倒引当金	△393	△503
資産の部合計	39,072	42,719

科目	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	17,977	19,626
支払備金	2,328	2,539
責任準備金	15,649	17,087
その他負債	3,828	4,107
未払法人税等	166	168
預り金	48	50
未払金	1,987	2,084
仮受金	1,602	1,783
リース債務	22	20
賞与引当金	155	177
特別法上の準備金	68	80
価格変動準備金	68	80
負債の部合計	22,029	23,991
(純資産の部)		
資本金	6,550	6,550
資本剰余金	3,664	3,664
資本準備金	3,664	3,664
利益剰余金	7,358	8,444
利益準備金	240	240
その他利益剰余金	7,118	8,204
(繰越利益剰余金)	(7,118)	(8,204)
株主資本合計	17,572	18,658
その他有価証券評価差額金	△530	69
評価・換算差額等合計	△530	69
純資産の部合計	17,042	18,728
負債及び純資産の部合計	39,072	42,719

(2020年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- 有形固定資産（リース資産は除く）の減価償却は、定率法（ただし建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（4～5年）に基づく定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 貸倒引当金は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を、債権等の金額に乘じた額を計上しております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 有形固定資産の減価償却累計額は、659百万円であります。
- 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。
 - 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	2,539百万円
同上にかかる出再支払備金	—百万円
差引（イ）	2,539百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	—百万円
計（イ+ロ）	2,539百万円
 - 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	15,679百万円
同上にかかる出再責任準備金	—百万円
差引（イ）	15,679百万円
その他の責任準備金（ロ）	1,407百万円
計（イ+ロ）	17,087百万円

12. 関係会社に対する金銭債務の総額は733百万円であります。
 13. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産	
責任準備金	394百万円
未払事業税	35百万円
賞与引当金繰入限度額超過額	49百万円
減価償却限度超過額	12百万円
減損損失	73百万円
貸倒引当金	140百万円
支払備金	45百万円
譲渡制限付株式報酬	52百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	840百万円
評価性引当金	△13百万円
繰延税金資産合計	827百万円
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26百万円
繰延税金負債合計	△26百万円
繰延税金資産及び負債の純額	800百万円

14. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)	
法定実効税率	28.0
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2
住民税均等割	0.9
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5

15. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

②信用リスク

個別と信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会にお

いて月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	23,982	23,982	—
(2) 有価証券	10,446	10,446	—
(3) 貸付金	1,026	1,018	△8
貸倒引当金（*1）	△470	△470	—
	556	548	△8
(4) 未収金（*2）	1,969	1,969	—
資産計	36,955	36,946	△8

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

(3) 貸付金

貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（貸借対照表計上額347百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

16. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

東京都において賃貸不動産（土地及び建物）を、また兵庫県において遊休不動産（土地）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	期末時価
1,167	1,195

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

17. 1株当たりの純資産額は91,921円89銭であります。

なお、算定上の基礎である当期末純資産18,728百万円であり、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。また、普通株式の期末株式数は203,740.4株であります。

18. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

19. 連結納税制度を適用しております。

20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
経常収益	39,622	43,990
保険引受収益	39,105	43,486
正味収入保険料	39,105	43,486
資産運用収益	498	492
利息及び配当金収入	222	257
有価証券売却益	276	233
為替差益	—	1
その他経常収益	17	11
経常費用	37,780	42,041
保険引受費用	27,213	30,637
正味支払保険金	20,492	23,226
損害調査費	1,109	1,098
諸手数料及び集金費	3,675	4,663
支払備金繰入額	179	211
責任準備金繰入額	1,756	1,437
資産運用費用	109	40
有価証券売却損	28	38
有価証券評価損	80	2
営業費及び一般管理費	10,346	11,239
その他経常費用	110	124
支払利息	0	0
貸倒引当金繰入額	96	109
その他の経常費用	14	14
経常利益	1,842	1,948
特別利益	2	0
固定資産処分益	2	0
特別損失	38	365
固定資産処分損	11	15
減損損失	—	278
その他特別損失	13	59
特別法上の準備金繰入額	13	12
価格変動準備金繰入額	13	12
税引前当期純利益	1,806	1,584
法人税及び住民税	699	600
法人税等調整額	△144	△101
法人税等合計	554	498
当期純利益	1,251	1,085

(2020年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は、2,014百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	43,486百万円
支払再保険料	—百万円
差引	43,486百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	23,226百万円
回収再保険金	—百万円
差引	23,226百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	4,663百万円
出再保険手数料	—百万円
差引	4,663百万円

(4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	211百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	—百万円
差引（イ）	211百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	—百万円
計（イ+ロ）	211百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	1,488百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	—百万円
差引（イ）	1,488百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△50百万円
計（イ+ロ）	1,437百万円

(6) 利息及び配当収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	2百万円
貸付金利息	7百万円
有価証券利息・配当金	228百万円
不動産賃貸料	18百万円
計	257百万円

3. 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失
東京都新宿区	基幹システム	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定	278百万円
合 計			278百万円

当社は、事業用資産については管理会計上の事業単位ごとにグルーピングを行っております。また遊休資産は個別の資産グループを構成することとしております。

なお、処分予定資産については、処分を決定した時点より単独のグルーピングとしております。

上記の基幹システムは、今後の使用が見込めなくなったソフトウェア等を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（278百万円）として特別損失に計上しております。

4. その他特別損失の主な内訳は、ペット保険の契約者様および被保険者様が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に診断された場合に支払われたお見舞金であります。

5. 1株当たりの当期純利益は5,329円62銭であります。

なお、算定上の基礎である当期純利益は1,085百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は203,740.4株であります。

6. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコムホールディングス株式会社	(被所有) 100%	役員の兼務2名 経営指導	経営管理料（注1）	2,014	未払金	175
				連結法人税	505	未払金	505

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が委託する経営指導及び業務委託内容等を勘案した上で、会社の事業規模等により決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	アニコム先進医療研究所株式会社	—	役員の兼務1名 資金の貸付	貸付金の回収（注1）	57	貸付金	464
				利息の受取（注1）	4	—	—
親会社の 関連会社	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社	—	資金の貸付	資金の貸付（注1）	39	貸付金	529
				利息の受取（注1）	3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

1 計算書類

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,806	1,584
減価償却費	467	441
支払備金の増減額 (△は減少)	179	211
責任準備金の増減額 (△は減少)	1,756	1,437
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	96	109
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6	22
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	13	12
利息及び配当金収入	△222	△257
有価証券関係損益 (△は益)	△167	△194
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	9	292
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	303	△807
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	150	691
小計	4,386	3,545
利息及び配当金の受取額	234	265
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△752	△929
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,869	2,881
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△900	—
有価証券の取得による支出	△12,488	△9,157
有価証券の売却・償還による収入	6,966	8,664
貸付金による支出	△522	△71
貸付返済による収入	—	57
資産運用活動計	△6,943	△506
(営業活動及び資産運用活動計)	△3,074	2,374
有形固定資産の取得による支出	△384	△438
有形固定資産の売却による収入	7	3
その他	△446	△194
投資活動によるキャップ・フロー	△7,767	△1,136
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済支出	△1	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1	△5
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,899	1,739
V 現金及び現金同等物の期首残高	23,292	19,392
VI 現金及び現金同等物の期末残高	19,392	21,132

(2020年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2021年3月31日現在)

現金及び預貯金	23,982百万円
定期預金	△2,850百万円
現金及び現金同等物	21,132百万円
- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証券 差額等	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	6,550	3,664	3,664	240	5,866	6,107	16,321	△150	△150	16,170
当期変動額										
当期純利益					1,251	1,251	1,251			1,251
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△379	△379	△379
当期変動額合計	—	—	—	—	1,251	1,251	1,251	△379	△379	872
当期末残高	6,550	3,664	3,664	240	7,118	7,358	17,572	△530	△530	17,042

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	6,550	3,664	3,664	240	7,118	7,358	17,572	△530	△530	17,042
当期変動額										
当期純利益					1,085	1,085	1,085			1,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								599	599	599
当期変動額合計	—	—	—	—	1,085	1,085	1,085	599	599	1,685
当期末残高	6,550	3,664	3,664	240	8,204	8,444	18,658	69	69	18,728

(2020年度株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	203,740.4	—	—	203,740.4

2. 配当に関する事項

 配当金支払額

 該当事項はありません。

2 リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度	2020年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	—	—	—
延 滞 債 権 額 (B)	—	—	—
3カ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸付条件緩和債権額 (D)	—	—	—
リスク管理債権合計	—	—	—
(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	—	—	—
貸付金残高 (F)	490	1,012	1,026
貸付金に占める割合 (G) = (E) / (F)	0.0	0.0	0.0

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3) 3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	490	1,012	1,026
計	490	1,012	1,026

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始又は再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(3) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び貸付条件緩和貸付金です。

3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない債権であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「3カ月以上延滞貸付金」に該当しない債権です。

(4) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	2019年度	2020年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	21,515	23,934
資本金又は基金等	17,572	18,658
価格変動準備金	68	80
危険準備金	—	—
異常危険準備金	1,458	1,407
一般貸倒引当金	364	472
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△736	86
土地の含み損益	19	37
繰延税金資産の不算入額	—	—
配当準備金未割当部分	—	—
税効果相当額	2,768	3,190
持込資本金等（外国保険会社等）	—	—
負債性資本調達手段等、保険料積立金等余剰部分	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	10,502	11,669
一般保険リスク (R ₁)	10,179	11,339
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	1,373	1,318
経営管理リスク (R ₅)	231	253
巨大災害リスク (R ₆)	—	—
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	409.7%	410.2%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三分野保険の保険リスク）（巨大災害に係る危険を除く）
 - ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(1) 有価証券

<2019年度>

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。
 ② 満期保有目的の債券 該当ありません。
 ③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	その他	2,617	2,450	166
	小計	2,617	2,450	166
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	169	224	△55
	その他	6,049	6,896	△847
	小計	6,218	7,121	△903
合計		8,835	9,571	△736

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券(株式347百万円)は、上表に含めておりません。

- ④ 売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
 ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	2018年度			2019年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	3,452	228	6	7,031	276	28

<2020年度>

- ① 売買目的有価証券 該当ありません。
 ② 満期保有目的の債券 該当ありません。
 ③ その他有価証券

(単位：百万円)

区分		2020年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	0	0	0
	その他	2,550	2,209	340
	小計	2,550	2,209	340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	62	70	△7
	その他	7,833	8,070	△236
	小計	7,895	8,140	△244
合計		10,446	10,350	96

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券(株式347百万円)は、上表に含めておりません。

- ④ 売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
 ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	2019年度			2020年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	7,031	276	28	8,562	233	38

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

6 会計監査及び代表者による財務諸表に関する確認書

(1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性及び財務諸表等作成に係る内部監査の有効性について、以下のとおり確認しています。

2021年6月25日

確 認 書

アニコム損害保険株式会社
代表取締役 野田真吾

私は、当社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

損害保険用語の解説

■か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【クーリングオフ】

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができる場合があります。

【契約の解除】

保険契約者又は保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです。）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、及び重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

■さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称したものです。

【指定紛争解決機関】

2009年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関であり、銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。金融機関は指定紛争解決機関との間で、(1)苦情処理・紛争解決手続きの応諾、(2)事情説明・資料提出、(3)手続実施者の解決案の尊重といった内容を含む契約締結が求められています。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金です。

【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金です。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標の一つです。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）】

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

■た行

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部又は一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額（契約金額）の合計額が保険価額（保険の対象であるものの実際の価額）を超えている場合があります。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者又は被保険者に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

■は行

【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭をいいます。

【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金及び責任準備金があります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立及びその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約）から構成されます。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

【保険料即収の原則】

契約の終結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、

■ま行

【免責】

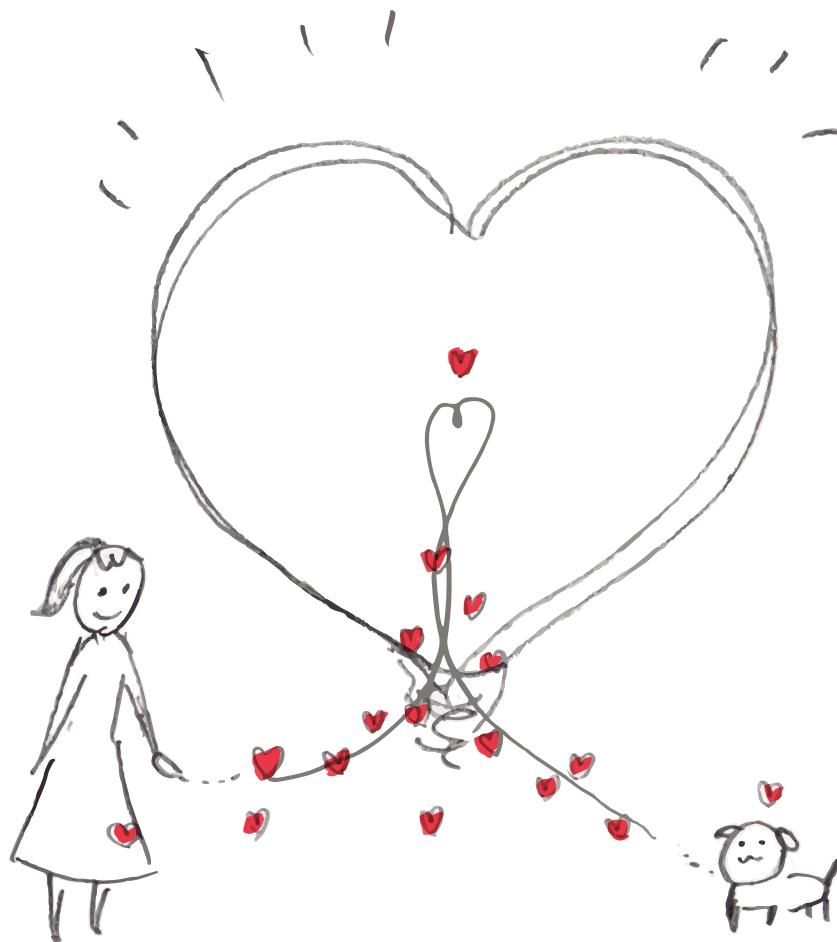
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担するために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことで、



きみが、心の発電所。

私たちは知っています。
どうぶつが人の心を灯してくれることを。

どんなに落ち込んで帰っても
ちぎれんばかりにシippoをふって出迎えてくれる家族がいます。
私たちの弱くてもろい心を充電してくれる
世界一かわいい発電所。

そんな大きなエネルギーをくれる小さなあの子が
ずっと幸せでいられますように。

お客様からのお問い合わせ窓口（2021年7月1日現在）

■あんしんサービスセンター

0800-888-8256

■お客様相談センター（ご意見・苦情等のご相談窓口）

0800-111-1091

受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30

ディスクロージャー誌
アニコム損害保険の現状 2021
2021年7月発行

アニコム損害保険株式会社 経営企画部
〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー39階
03-5348-3777 <https://www.anicom-sompo.co.jp/>

